

藤沢市学校教育相談センター条例の施行期日を定める規則の制定について
藤沢市学校教育相談センター条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

2008年（平成20年）3月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 制定する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成20年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、学校教育相談センターを新たに教育機関として設置するため施行期日を定める必要による。

藤沢市学校教育相談センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成20年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 平岡法子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市学校教育相談センター条例の施行期日を定める規則

藤沢市学校教育相談センター条例（平成19年藤沢市条例第31号）附則に規定する施行期日は、平成20年4月1日とする。